

卒業の認定方針

1. 教育目的

法律および行政ならびにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。

2. 卒業

下記の要件を満たし卒業資格を得て、卒業審査委員会にて認められた者を卒業認定する。

- (1) 本校に在学し所定の授業時間数以上を履修すること
- (2) 所定の授業科目について履修認定されること

3. 所定の時間数

- (1) 法律行政1年制学科
850時間(31単位)以上
- (2) 法律行政2年制学科
1,700時間(62単位)以上